

令和3年第6回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和3年6月3日(木) 13時31分から14時23分

2. 開催場所 香美市基幹集落センター2階大ホール

3. 出席委員 (17名)

会長	19番	原	心一						
会長職務代理	7番	森安	正						
委員	2番	平山	則雄	3番	横山	実男	4番	森田	良彦
	5番	岡田	修一	6番	堤	昭雄	8番	宗石	和彦
	9番	西村	広幸	10番	西岡	久	11番	山崎	彰
	12番	三木	克司	13番	上島	陽子	14番	鍵山	佳広
	15番	小松	和啓	17番	山内	茂	18番	岡本	博臣

4. 欠席委員 (2名)

1番 水田 義郎 16番 三谷 富重

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案

第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
第3号	非農地証明願いについて
第4号	下限面積の設定について
第5号	農地法第18条第6項解約通知報告について
第6号	農地法第5条の規定による届出取消について(報告)
第7号	農地法第4条の規定による届出について(報告)
第8号	農地法第5条の規定による届出について(報告)
第9号	香美市農用地利用集積計画について(諮問)
第10号	その他の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長	和田	小百合
事務局係長	川村	周作
農地主事	森本	宏
農地係長	公文	直樹

7. 会議の概要

議 長 開会(13時31分)
皆さん、こんにちは。予定の人がですね、お揃いです。今日はコロナの関係で、高知県非常に人が増えてますので、推進委員さんですね、報告が無い人は欠席を、ということでお願いしてまして、少ない人数ですね、なるべく短時間で済ませたいと思いますのでよろしくお願いをしたいと思います。今日ちよっと雨が降ってきましたが、また大変うるさい中でお集まりをしていただき有難うございました。コロナの終息しない高知県の何か言ってますけれども、中央東管内も3人出たというふうに出てます。■■■■も生徒さんが出ましたが、比較的■■■■も生徒の方も拡大をせずに良かったかなあと考えてますが、皆さ

ん、十分にこれから先ご注意くださいですね、お越しいただきたいと思います。それでは早速本日の会には行っていきたくと思いますのでよろしく願いをします。

訂正がありますのですいません、訂正を先にお願いをします。

事務局

すみません、まず議案書の5ページをお開け下さい。申請番号3番になります。太陽光発電ですけど、 さん、 さんの案件が取消になりますので斜線で消して下さい。同じく取り消すようになったのが6ページ、4番の案件、同じく さん、 さん、引き続き、7ページの申請番号5番、6番、こちらも取り消します。結局、3、4、5、6、の4件取り消しになりますので全部斜線で消して下さい。

それと12ページの利用権の設定になりますが、こちらの1番の案件で譲渡人の方ですが、 さんとだけありますが、被相続人 さん、相続人 さん、よろしいでしょうか、被相続人 さん、相続人 さんです。以上訂正でした。

議長

はい、それから本日ですね、欠席届が水田委員から出ております。議事録署名人につきましては森安委員、山内委員をお願いをしますのでよろしく願いを致します。議案の中で退席者がおりますけども、その時にご報告をさせていただきます。

それでは1号議案から順次進めてまいりたいと思いますので、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは資料の1ページをご覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明致します。

1番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町字秋月丸579番、地目は田、面積は406㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は112,364.07㎡、譲渡理由は贈与(その他)、譲受理由は受贈(その他)、資料は1です。

2番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町小田島字二反田389番、地目は田、面積は3,070㎡、外2筆、計3筆で合計面積6,167㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は123,932㎡、譲渡理由はその他(ホールディングス化)、譲受理由はその他(ホールディングス化)、資料は2で10a当たり50,000円で総額308,350円です。

3番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町橋川野字中屋154番1、地目は田、面積は442㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は4,531㎡、譲渡理由は経営縮小(労力不足)、譲受理由は隣接地の取得、資料は3で10a当たり300,000円で総額132,600円です。

4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は香北町五百蔵字東屋式1702番1、地目は田、面積は1,089㎡、外1筆、計2筆で合計面積2,184㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は10,706㎡、譲渡理由は相手方の要望、譲受理由は経営規模拡大、資料は4で10a当たり189,150円で総額400,000円です。

5番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町庄谷相字中屋敷889番2、地目は畑、面積は3,197㎡、外14筆、計15筆で合計面積9,698㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。譲受人の耕作面積は13,111㎡、譲渡理由は子への贈与、譲受理由は親からの受贈、資料は5です。

6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町山崎字蔵用737番、地目は畑、面積は298㎡、外1筆、計2筆で合計面積451㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおりです。譲渡理由は農業廃止、譲受理由は経営規模拡大、資料は6、10a当たり440,000円で総額200,000円です。

農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、事前にお配りしている調査書のとおりで、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。以上です。

議 長 はい、以上で議案第1号につきまして説明がありましたので、ただ今より質疑を行いたいと思いますが、皆さん方ご質問はありませんか。

委員（5番） 2番のホールディングス化って何ですか

事務局 ホールディングス化の説明をさせていただきます。持ち株会社が株主として傘下の企業を管理や指導する。あるいは戦略や経営方針の立案などが出来るような形態にすることをホールディングス化と言います。よろしいでしょうか。

議 長 わかりましたかね。他にありませんか。
無ければちょっと私から聞きたいですけど。例えば資料5-7、5番の中に含まれると思うけど、この5-7の⑩の写真なんかの筆を見るとですね、畑にしてもこれ道路の法面みたいないけど、こういうものは、例えばこの人が農地を買いたいというときに、ここは管理をしゅうかよって言われると草刈ってそれでおしまいなんです、農地には全然供されやせんやないろうかと思うけど、こんな場合までこういうふうに入れちよかなあいかんろうかね。これ、道路がどうせ広がった関係でこういうふうに狭まってきちゅうがやない。そういうことをちょっと気になりましたので、これは各段どうこうっていうことじゃないけれども、こういう場合もあり得るっていう、皆さん方でも、判断をしちよってもらいたいとそういうふう思うわけですので、まあ、そういう説明でかまろう。

委員（5番） 農地除外したらましやないろうか。

議 長 本人が除外したいということやったらねえ、してもろうたらええけどねえ。他にありませんかね。

———質疑なし———

議 長 それではすいません、議案第1号の農地法第3条の規定による許可申請について採決に入りたいと思います。ご異議ございませんか。

———異議なし———

議 長 はい、それでは賛成の方の挙手をお願いします。

———全員挙手———

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それでは続きまして議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事務局 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。
1番、申請地は土佐山田町中野字中山丸272番6、地目は田、面積は116㎡、外1筆、計2筆で合計面積117.99㎡、申請者は議案書のとおり、転川目的は農業用の駐車場、資材置場及び作業場、申請事由は、「平成19年より、

申請地の東側で野菜等を栽培しているが、農業用の自動車の駐車場、農業用の資材置場、作業場が無かったので、平成22年より申請地を利用している。」ということです。

資料は7で農地区分は第1種農地で調査員は原委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

2番、申請地は香北町五百蔵字西中平184番イ、地目は田、面積は495㎡の内33㎡、申請者は議案書のとおり、転用目的は墓地、申請事由は、「現在の墓地は山の上にあり、非常に不便で埋葬する余地も無くなってしまったため、維持管理のしやすい申請地へ移転する。」ということです。

資料は8で農地区分はその他の農地第2種農地で調査員は平山委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるため、その他の農地第2種農地になります。以上です。

議 長

以上説明が終わりましたので、1番の案件につきまして、私、調査員としてですね、ちょっと補足説明をさせていただきます。

資料7-1、航空写真と地図が出ておりますが、前回、息子さんの家を建てるということで申請ありまして、この272-6、272-9の右側にですね、家を建てる予定になってますが、その進入路ということでこれもまあ分筆をしてですね、せなあいかんということになってですね、申請が出てきております。今7-2の車を停めてあるところもうすでにですね、何年か前に車を置いてですね、非農地になっちゅうというふうなことでですね、申請が出てきておりまして、ここは話の中で出てきてましたが、1種農地っていうことで説明がありましたけれども、あんまり1種農地の役割は果たしやあせんじゃないろうかというふうな思いをしております。そういうことで現地を調査してですね、問題は無いというふうに思えますし、もうすでにこういう形になっておりますので報告をしておきます。以上です。

すみません、続きまして平山委員さんお願いします。

委員（2番）

はい、資料の8-1から場所はですね、県道のちょっと上になりますが、県道といっても、五百蔵へ行くところに大宮橋なんですけど、大宮橋を渡って100m位行って、ちょっと上がったところですよ。8-1の航空写真を見ただけならば、県道からちょっと上がったところということだとわかんないと思います。それで周辺農地のですね、承諾等については、8-1の航空写真の資料の該当する農地の下段と西側は■■■■さんの土地であるということと、東隣に■■■■さんという方が農地を持っておられるようですが、その方にも了承を得ておるといこととですね、墓地ということで周りの家の方にも了承を得ておるといことなんで問題は無いと思います。

議 長

補足説明が終わりましたので、議案第2号の質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか。

————— 質 疑 な し —————

議 長

各段無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんかね。

————— 異 議 な し —————

議 長

はい、それでは議案第2号農地法第4条の規定による許可申請ですが、賛成

の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。
引き続きまして議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局 議案第3号 農地法第5条による許可申請について説明致します。
1番、権利の種類は賃貸借権期間借地、申請地は土佐山田町山田字クロアイ1196番1、地目は田、面積は985㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は駐車場、資材置場、転用事由は「申請地の東側に駐車場及び運動場、道路を作るにあたり、工事用車両の駐車場及び工事用資材置場として利用したい。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。資料は9で調査員は宮地玄一郎推進委員です。

2番、権利の種類は賃貸借権期間借地、申請地は土佐山田町山田字クロアイ1188番1、地目は田、面積は960㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、転用目的は駐車場、転用事由は「現在使っている駐車場に、グループホームができることとなり、駐車できなくなり、新しい駐車場が完成するまで職員用の駐車場として利用したい。」ということです。農地区分は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。資料は10で調査員は宮地玄一郎推進委員です。

3番から6番の案件につきましては冒頭に申し上げたとおり、取り下げる旨の連絡がありました。以上です

議長 以上説明が終わりましたが、1番、2番につきまして宮地玄一郎さんからですね、補足をお願いします。

推進委員 (2番) 資料の9と10ですね。ご覧いただきたいと思います。前回、これは駐車場とですね、それから運動公園みたいなものを造るということで議案に上がっておりましたが、その工事をするためのですね、工事車両とか型枠とかそういうものを置く場所が無いということで、新しく申請されたということです。周りの農地の関係の方とかも調整も全部済んでおりますので許可もいただいておりますので特別問題になることは無いと思います。以上です。

議長 すいません、有難うございました。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請ですが、ただ今より、説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議長 格段無ければ採決に入りたいと思いますがご異議ございませんか。

——異議なし——

議長 はい、それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長

はい、どうも有難うございました。全員賛成です。
続きまして議案第4号非農地証明願いについての説明をお願いします。

事 務 局

議案第4号 非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町中野字中山丸272番7、地目は田、面積は18㎡、利用状況は浄化槽設置場所、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、平成16年に当該農地に浄化槽を設置し、コンクリート舗装し、現在に至っております。調査員は原委員で資料は15になります。

2番、申請地は土佐山田町栄町202番3、地目は田、面積は41㎡、利用状況は公衆用道路、申請人は議案書のとおり、非農地化した理由は、昭和42年頃、通行の利便性をよくするために、自宅から国道195号線につながる既存の小さくて狭い道に、隣接する申請地を合わせて道幅を広げて公衆用道路とした。調査員は西岡委員で資料は16です。

3番、申請地は土佐山田町秦山町3丁目64番2、地目は田、面積は510㎡、利用状況は貸ガレージ、申請人は議案書のとおりです。非農地化した理由は、収入を得るために昭和50年4月から貸しガレージを新築。昭和58年4月貸ガレージを増築し、現在に至っております。調査員は西岡委員で資料は17です。以上です。

議 長

それでは補足説明をさせていただきます。

資料15-1から順次ですね、写真説明と言いますか、これは今のお父さんの家の分ですね、浄化槽を設置してですね、その時の非農地にしてなかったというふうなことでですね、今回出てきておりますが、今度はその浄化槽の分に、資料の15-3、③のところですが、それから手前へ、④ですと④の手前の方に息子さんが家を建てられますが、そのところであってですね、格段問題が無いというふうに思ってます。三角に削げちゅうところがありますが、たぶん、これ配管を引っ張ちゅうところの分もですね、含めてされちゅうと思うんですけど、報告をしておきます。以上です。

すいません。西岡委員、2件をお願いします。

委員(10番)

そしたら2番ですが、資料の16をお願いします。場所につきましてはこれ、香美警察署の東隣になります。申請者が、かなり家の方が奥の方になっておりますので利便性を考えて道をつけたところでありますが、写真を見てもらったらわかるように周囲は住宅街になってますので特に問題は無いと思います。

それと3番ですが、貸しガレージを作りまして、場所はこれマルナカのスーパーのすぐ北裏位になりますが、ガレージを建設して現在に至ってますが、これ特に市街化地域内の案件ですので、特に問題は無いと思います。以上です。

議 長

補足説明まで終わりましたので、議案第4号非農地証明願いについてですね質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

――質疑なし――

議 長

格段無いようでしたら採決に入りたいと思いますがご異議ございませんか。

――異議なし――

議 長

はい、それでは議案第4号非農地証明願いについて、賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
続きまして議案第5号農地法第18条第6項の解約通知報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について説明致します。
1番、申請地は香北町大井平字前屋敷196番合併、地目は田、面積は512㎡、外9筆、計10筆で合計面積、6,058.3㎡、貸人及び借人は議案書のとおりです。成立日、解約日は令和3年5月10日、引渡日は令和3年7月31日、解約理由は売買のためです。以上です。

議 長 はい、議案第5号農地法第18条第6項の解約通知報告の説明がありました
が、この件につきましてご質問があれば受けたいと思いますが、ご質問はあり
ませんか。

——質疑なし——

議 長 格段無ければですね、この件につきましては報告案件ですので報告のみとさ
せていただきます。
続きまして、議案第6号使用貸借返還通知報告についての説明をお願いします。

事 務 局 報告第6号 使用貸借終了農地返還通知について説明致します。
1番、申請地は土佐山田町宮ノ口字星ノ丸1209番、地目は田、農振区分は
農用地、面積は279㎡、貸人及び借人は議案書のとおり、解約日は令和2年
12月20日、引き渡日は令和3年4月27日、解約理由は耕作不便のためで
す。
2番、申請地は土佐山田町京田字東848番、地目は田、農振区分は農用地、
面積は679㎡、外2筆、計3筆、合計面積6,308㎡、貸人及び借人は議案書
のとおり、解約日、引き渡日は令和2年12月31日、解約理由は借人変更のた
めです。以上です。

議 長 報告第6号 使用貸借終了農地返還通知報告について説明がありましたが、
ただ今より、質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんかね。

——質疑なし——

議 長 格段無いようですので、この件についてですね、報告案件ですので報告のみ
とさせていただきます。
続きまして議案第7号農地法第4条の規定による届出の報告ですが、説明を
お願いします。

事 務 局 はい、報告第7号 農地法第4条届出報告について説明致します。

1番、申請地は土佐山田町栄町202番4号、地目は田、面積は118㎡、申
請者は議案書のとおり、転用目的は木造2階建てスレート屋根、資料は18で、
調査員は事務局川村です。以上です。

議 長 報告第7号ですが、この件につきまして質疑を行いたいと思いますが、何か
ありませんかね。各段ありませんか。

——質疑なし——

議長 この件につきましても報告案件ですので報告のみとさせていただきます。
続きまして議案第8号香美市農用地利用集積計画についての諮問ですが、説明をお願いします。

事務局 議案第8号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画について補足説明をさせていただきます。

まずは1番、新規設定です。土佐山田町佐野の農地、2,137㎡を■■■■■の■■■さんが借り受け、花卉を栽培します。使用貸借権で期間は3年です。

2番も新規設定になります。土佐山田町新改の農地、1,598㎡を、■■■■■の■■■さんが借り受け、水稲とオクラを栽培します。使用貸借権で期間は5年です。

3番、再設定になります。土佐山田町の農地4筆、合計2,477㎡を、■■■■■の■■■さんが借り受け、青ネギを栽培します。賃借権で期間は1年です。

4番、再設定です。土佐山田町佐野の農地6筆、合計1,400㎡を、■■■■■の■■■さんが借り受け、野菜を栽培します。賃借権で期間は3年です。

5番、新規設定です。土佐山田町本村の農地、917㎡を■■■■■の■■■さんが借り受け、オクラを栽培します。使用貸借権で、期間は4年です。■■■■■さんとなっておりますが、■■■■■さんの弟さん、兄弟さんというふうにお聞きしております。

6番、新規設定になります。香北町永野の農地7筆、合計3,988㎡を■■■■■さんが借り受け、水稲とネギを栽培します。賃借権で、期間は1年です。

金額は、圃場整備終了した後で決定する、ということです。以上です。

議長 議案第8号につきまして、三木委員さんが関係してしますのでこの件を先に審議したいと思っておりますので退席をお願いします。

——三木委員退席——

議長 それでは申請番号2番のですね、案件につきまして、皆さん方からご質問を受けたいと思っておりますが、何か質問はありませんか。

——質疑なし——

議長 格段無いようですので採決に入りますが、賛成の方の挙手をお願いします。

——全員挙手——

議長 はい、全員賛成です。有難うございました。

——三木委員入席——

事務局 三木さん、承認をいただきましたので。

委員(12番) 有難うございます。

議長 それでは議案第8号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についての質疑を行いたいと思っておりますが、皆さん方ご質問、何かありませんかね。

-----質疑なし-----

議 長 各段無いようですので採決に入りたいと思いますが、議案第8号 経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についての諮問であります、原案通り賛成の方の挙手をお願いします。

-----全員挙手-----

議 長 はい、全員賛成です。有難うございました。
それではその他の件に入って行きたいと思いますが前回否決になった件についてですね、事務局の方からちょっと説明をさせていただきますのでよろしくお願ひします。

事 務 局 はい、前回5月の定例会の時に否決になっておりました2件について、表に写真がついた分がありますけど、右上に資料17-1と書いてます。太陽光発電事業の整備に係る農地法第5条の転用2件について現在の状況について事務局から説明させていただきます。1件目についてはお手元の資料の土地所在地、香北町菰生野字松林18-3、外1筆、譲渡人 [REDACTED]、[REDACTED]、譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、権利は地上権の案件です。この件につきましては周囲の同意が取れてなく、また被害防除計画もないという理由で否決になっていましたが、定例会が終わった後、事務局で確認したら、この資料、4枚位開いて図面がA3で入ってますけど、それを開いて下さい。土地利用計画図の中に真ん中の方にちょっと訂正して冬至と言いますが、冬至の時の日照の状況ともうひとつめくってもらいました夏至の時の日照り図面があります。ここに被害防除計画及び被害防除計画図というものが前回の定例会にお配りしていた資料にありましたので。その時に記載されていましたが、こちらからの説明が足りなくて申し訳ありません。それと草刈等の管理についてはお手元の資料の手前に戻りまして事業計画書の中の5の申請地の利用計画3の整地計画に草刈は随時行うと記載されています。草刈は2回とか何回とか回数をとという話もありましたけれども、随時行うと書いてますのでよろしくお願ひします。あと同意書につきましては、この時には無かったですけど、その案件について除外を手前にしてまして、除外の時の書類には周囲の同意書及び被害防除計画書が別についてましたので事務局でそれについては確認しております。以上が補足説明になりますけど、定例会の時にこちらから説明を定例会の資料には載っていたということをお知らせます。お手元の資料にはありませんが、もう1件、土地の所在地が土佐山田町影山字カヂカブ326番、外2筆で譲渡人が [REDACTED]。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、権利は所有権移転売買についての案件につきましては被害防除計画と隣接関係者の同意書が無い理由というものが定例会の資料に、5月の定例会の資料にありました。しかし委員さんからの意見があつて同意書を貰う努力をしていただくということで否決になっていましたが、こちらの事務局の方から関係している行政書士に問合せしましたが、地域を廻って聞き取りをして隣接地の方から同意書をもらうことは困難という理由が返ってきました。それから個人情報もありますので事務局から所有者を行政書士の方に教えることもできませんので、行政書士の方は郵便等でやりとりして返事が返って来なかったら被害防除計画でというような形で、この件についてももう1つの件につきましても、高知県へは定例会で否決になったことを意見書に記載して提出をさせていただいております。以上です。

議 長 この件についてはですね、県の方の判断があると思いますのでそれを待ちたいというふうな思いをします。
それから他にですね、今日皆さん方に今回太陽光のお話が出ましたので、ご

報告をさせていただきたいと思いますが、実は今日4件否決になった、否決というか取り下げになってますよね、その件についてですね、周囲の同意書皆さん方にもいっちゅう今日の資料の中に同意書がついてますが、この中にですね、死亡者の名前が出ちゅう訳ですよ。そこまでどういう思いで死亡した人の名前が書かれちゅうかいうふうなことがあってですね、実は前回の3,000㎡を超える大井平の件につきましてもですね、地元の人が同意をもらうちゅうろうかという話になってですね、その人の同意書が実は住所が変わちゅうけれど変わった住所じゃない、古い住所でそのまま申請が出てきちゅうということでおかしいというふうなことで調べるとですね、その件の中に死亡した人の名前が載っておって同意をしちゅういうふうなことになってですね、うちの委員会では可決してましたけれども県へ送った段階でですね、取り下げています。今回についてもですね、申請者が同じ人の申請人であってですね、おかしいということで調べさせていただきました。そういう結果です。これから先、補足説明をいただく段階でですね、周囲の同意というものがあるということになった場合に、やはり委員さんがですね、周囲の人の同意というか、同意を貰いに来たらうかとかそれから来ちゅうということであればいいわけですけど、死んだ人の名前でも同意を出されてもですね、それはなかなか受付できませんので委員さんにはですね、大変ご苦労なことでありませうけれども、委員会へ来ていただければですね、同意を貰うちゅう、この人、この人、この人が貰うちゅうぜと。ずっと見たらですね、いやこの人は亡くなっておらんがというふうなことが分かると思いますので、是非そここのところのチェックをお願いをしたいと思います。集落へ行っても農地が何筆接しちゅうかわかりませうけれども、抜かるところもあってもそれも困りますけど、抜からんようにですね、一応同意を例えば広い道があるとか、法面があつて山があるとか川があるとか、そんなところまでは確認する必要は無いと思いますので農地と農地が直接接しちゅうところの隣地の農地の人にはですね、農地には同意をいただきたいというふうに思ってますが、それをですね、地域の委員さんだったら場所もわかり、それからその周辺の環境というか地形もわかると思いますので、この人にはどうしても同意を貰うちよかなあいかん人やというふうに判断をした場合はその人の同意があるか無いか、そして筆跡を見てどうのこうのじゃいうて、こりゃあ本人じゃ、間違いない、こりゃあ違う、人が書いちゅうとかいうことになるかもわかりませんが、そここのところをですね、十分に、補足の説明するときですね、本人が、間違いないということの理解のもとに報告をしていただくようにせなあいかんというふうに思ってますので。そここのところ、非常にハードルが高くなるわけですけど、恐れ入りますが、そういうことでもし何かわからんことがあればですね、また説明をしていただき、それでも理解できざつたら、今日の会のときのようにですね、皆さんと検討するというふうなことで進めていきたいというふうに思ってますのでよろしくをお願いをしたいと思います。この件について何か、皆さん、はい、森安さん。

委員（7番）

農業委員会の関係者に重荷つていうか当然のことかもしれないけど、この名前を調べるに個人情報とかあつて、近所の人にあの人はどうかって聞くの、農業委員としたら聞けますかね。それなら地区の地区長さんに農業委員としてこの人この人って紹介をしてもらう方法だったら、仮に自分は清爪とか梅久保とかはかなり長いですき、大体かまん人に聞いたりできると思うけど、仮に私が何かのよしみとか、他で聞くとしたら、なかなか身分証明書ももらてます、私はこういうもんでって区長さんを探して聞く方法も無いではないと思うけど、区長さんがこの人は亡くなつちゅう、またおいでるとかそのへんを教えてくださいれるもんか、そのへんはどうでしょうね。

事務局

今、大変個人情報に厳しい時代ですのでご近所さんとはいえ、もしかしたら教えてもらえないかもしれません。そこで住民票上わかることは事務局の方で

最初にチェック入れます。住民票上死んでいる人はまず死亡届が出てますので大丈夫だと思います。施設にいらっしゃるとか、入院しているけれども住民票はそのまま地元に残っているみたいな方についてはこちらで把握しきれない部分があるのでそういったことを地元の農業委員さん、推進委員さんの方にちょっとそれこそ聞き取りになってしまうんです、ご近所さんとかの。差しさわりのない範囲でこう聞き取りしてもらってあそこは病院におる、入院してちゅうき、今またコロナで入院患者さんになかなか身内の者でも会えない状況って聞くのでたぶん、そこに行って名前を書いてもらうのは難しいと思います。それで書いてもろうて来ちゅうって言うたら、ちょっとどうなんだろうってみたいなことになるので、そういったやっぱり、細かな情報は地元の農業委員さん、推進委員さんをお願いしたいところです。生き死にはこちらの方で分かりますので、あと住民票を移しているときには事務局の方で把握できます。住所を移さずにどなたかが、息子さんところにもう行って2年ばあおるよって言う、そんなところまではわからないので、そういった細かなところは是非お願いしたいと思います。

議 長 そんなことですか。

委員（7番） はい、わかりました。まあやっぱり、農業委員は全部取れって言うたけど、やっぱりそういう方法やったらおかしいくをまたあたら聞いて貰ったら農業委員も動きやすいと思います。よろしくお願いします。

議 長 はい、ごめん、宗石さん。

委員（8番） 今回これ判を押したのは私ですけど、5月31日に今日中に出さなあいかんって聞きまして、今日はや3日めにここへ出てきてるわけです。それも高知の業者さんでマスクもしてるし、名刺もくれんし、誰かわかんでも書類があれば大丈夫かなあと押したわけですけど、隣の方が誰と全然全くわからん、こっちの業者さん、例えば吉野とかこっちの■■■さんとかは知り合いですので、いろいろ誰が持ちちゅうって聞けるわけですけど、なかなか今回は、今回っていうよりいつもですけど、難しかったです。

議 長 まあ、難しいところもあろうかと思いますが、私らが自分で考えた時に、今自分の担当地域、それからちょっと離れたところであってもですね、昔から農業をしゅう人はですね、それなりにつながりがあるがですよ、年がよっちょつてもね。若い者はあんまりわからんところがあるがですけどね。その農地の周辺のこれから先、もし皆さん方に署名をしてもらう段階でですね、周辺の農地を持ちちゅう人の名前は列記して行ってですね、その名前を見たらこの人、この人この人はある程度はわかると思いますので、そういう方法を取るべきじゃないろうかというふうな思いもしています。ただ1つね、私がかくごく最近まで理解してなかったがですけど、隣地の同意というものは被害防除計画をつけたら隣地の同意はいらんというふうなことを行政書士は言うんですと。私はそれは反対やと、同意がもらえんので被害防除計画をつけてくるのが本当じゃないろうかと、被害防除計画を書いていたらですね、日陰図というのはパソコンで打ちだしたらこの地域でこの場所が高さがこれくらいの高さのものを建てたら全部時間ごとに図面に出てきます。それをプリントアウトしたら、今日の出ちゅうようなデータが出るわけです。それだけではですね、ちょっといかんじゃないろうか。私も県の方で何か会がある時はそれは逆にしてくれとどうしても隣地の人に許可がもらえん場合には被害防除計画でもですね、委員会では検討するけど、先に被害防除計画を出してきて同意は要らんっていうのは、これはおかしいと、それやったら受付できんって言うふうなことを言うてみろるか、それが通用するかどうか知りません。ただ香美市の農業委員会ではそう

いう方向で進めたいというふうに思ってます。市長村の会があったりしたときに他の市町村なんかです、どういふふうな取り扱いをしゆうか、そのところを聞いて、聞いてみたい。被害防除計画を書類上に出したらですね、委員会には要らんわね。そういうことも言えると思いますので、そのところは言える場所で言ってみたいと思います。

他にこの件について何か皆さん方からご意見があれば伺いたいと思います。今日の例会の中のその他の件で。その他の件でご説明をさせていただきましたが、その他の件については以上です。あとは推進委員さんの意見交換会ですが、推進委員さん、出席してませんので引き続いてですね、あつせんとその他に進みたいと思いますのでよろしくお願いをします。

閉会 (14時23分)

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議長 原 心一 (原)

署名 人 森 安 正 (森)

署名 人 山内 茂 (山)